

2019年3月1日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
丸紅新電力株式会社

## 電気需給約款変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成31年3月1日より、電気需給約款（以下「本約款」といいます。）の内容を一部変更致します。変更内容詳細については、別紙をご参照ください。

### 【変更概要】

- ① 北陸、四国エリアの従量電灯にレバンガプランS、シンフォニープランS、マリノスプランSを追加しました。
- ② 北陸、四国エリアの低圧電力にプランS、レバンガプランS、シンフォニープランS、マリノスプランSを追加しました。

以上

1. 効力発生時期

平成31年3月1日

2. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります）

附則第1項

（変更前）

本約款は、平成30年12月3日から実施します。

（変更・追記後）

本約款は、平成31年3月1日から実施します。

なお、平成31年3月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年4月分の電気料金から本約款を適用します。

別紙3

（追記）

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	プラン S 従量電灯 B
	プラン S 従量電灯 C
	<u>レバンガプラン S 従量電灯 B</u>
	<u>レバンガプラン S 従量電灯 C</u>
	<u>シンフォニープラン S 従量電灯 B</u>
	<u>シンフォニープラン S 従量電灯 C</u>
	<u>マリノスプラン S 従量電灯 B</u>
	<u>マリノスプラン S 従量電灯 C</u>
電力需要	プラン S 低圧電力
	<u>レバンガプラン S 低圧電力</u>
	<u>シンフォニープラン S 低圧電力</u>
	<u>マリノスプラン S 低圧電力</u>

（追記）

4. レバンガプラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B、マリノスプラン S 従量電灯 B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この

場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## (3) 契約電流

(a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(b) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

## (4) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

### (a) 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア以下	766 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,004 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,242 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,479 円 60 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17円50銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円25銭
上記超過1キロワット時につき	20円85銭

(追記)

5. レバンガプランS従量電灯C、シンフォニープランS従量電灯C、マリノスプランS従量電灯C

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000

#### (4) 電気料金

1月の電気料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、1月につき、108 円に契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 232 円 24 銭を加算したものとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

<u>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>17 円 50 銭</u>
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>20 円 25 銭</u>
<u>上記超過 1 キロワット時につき</u>	<u>20 円 85 銭</u>

(追記)

## 6. プラン S 低圧電力

### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社と本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1.732 ×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき

1,090 円 80 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、検針日が夏季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量には夏季料金を、検針日がその他季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 単価	契約電力×100キロワット時までの1キロワット時につき	11 円 93 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	18 円 37 銭
その 他季	契約電力×100キロワット時までの1キロワット時につき	10 円 89 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	17 円 15 銭

(5) その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(追記)

7. レバンガプラン S 低圧電力、シンフォニープラン S 低圧電力、マリノスプラン S 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数 50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社と本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1.732 ×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、108 円に契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 1,090 円 80 銭を加算したものとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、検針日が夏季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量には夏季料金を、検針日がその他季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

<u>夏季</u>	<u>契約電力×100 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>11 円 93 銭</u>
	<u>上記超過 1 キロワット時につき</u>	<u>18 円 37 銭</u>
<u>その他季</u>	<u>契約電力×100 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>10 円 89 銭</u>
	<u>上記超過 1 キロワット時につき</u>	<u>17 円 15 銭</u>

(5) その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。



3. 効力発生時期

平成31年3月1日

4. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります）

附則第1項

（変更前）

本約款は、平成30年12月3日から実施します。

（変更・追記後）

本約款は、平成31年3月1日から実施します。

なお、平成31年3月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年4月分の電気料金から本約款を適用します。

別紙3

（追記）

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	プラン S 従量電灯 A
	プラン S 従量電灯 B
	<u>レバンガプラン S 従量電灯 A</u>
	<u>レバンガプラン S 従量電灯 B</u>
	<u>シンフォニープラン S 従量電灯 A</u>
	<u>シンフォニープラン S 従量電灯 B</u>
	<u>マリノスプラン S 従量電灯 A</u>
	<u>マリノスプラン S 従量電灯 B</u>
電力需要	プラン S 低圧電力
	<u>レバンガプラン S 低圧電力</u>
	<u>シンフォニープラン S 低圧電力</u>
	<u>マリノスプラン S 低圧電力</u>

（追記）

4. レバンガプラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 A、マリノスプラン S 従量電灯 A

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（こ

の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

最低料金	最初の11キロワット時まで	457円92銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円99銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円34銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円79銭

(追記)

5. レバンガプランS従量電灯B、シンフォニープランS従量電灯B、マリノスプランS従量電灯B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希

望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000

## (4) 電気料金

1月の電気料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

### (a) 基本料金

基本料金は、1月につき、108円に契約容量1キロボルトアンペアにつき359円69銭を加算したものとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 80 銭

(追記)

## 6. プラン S 低圧電力

### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

### (3) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社と本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき

1,042 円 20 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、検針日が夏季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量には夏季料金を、検針日がその他季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 単価	契約電力×110 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 51 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	20 円 77 銭
その 他季	契約電力×110 キロワット時までの 1 キロワット時につき	14 円 09 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	19 円 64 銭

(5) その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(追記)

7. レバンガプラン S 低圧電力、シンフォニープラン S 低圧電力、マリノスプラン S 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適

用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社と本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、108円に契約容量1キロボルトアンペアにつき1,042円20銭を加算したものとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、検針日が夏季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量には夏季料金を、検針日がその他季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季	契約電力×110キワット時までの1キワット時につき	15円51銭
----	---------------------------	--------

単価	上記超過 1 キロワット時につき	20 円 77 銭
その	契約電力×110 キロワット時までの 1 キロワット時につき	14 円 09 銭
他季	上記超過 1 キロワット時につき	19 円 64 銭

(5) その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。